

再生医科学研究所から文部科学省へ確認申請を行っている、

ヒトES細胞株の樹立計画の承認に際してのコメント

2002年3月27日

樹立計画責任者

再生医科学研究所教授

中辻憲夫

ヒトES細胞は将来の再生医療や新薬開発の研究に画期的な発展をもたらす幹細胞として世界中で注目されている。

ヒトES細胞株の樹立計画の政府承認が得られたのちは、不妊治療目的で作られたが使われずに廃棄される予定の凍結胚について、インフォームドコンセントによる提供を受けて、2002年6月ごろから樹立研究を開始し、年末までには細胞株の樹立を成功させて性質の検定を行い、2003年の早い時期に使用機関への分配を始めたいと考えている。

外国で作られたヒトES細胞を輸入して使う場合は、細胞株の品質に関する懸念や、分譲契約による使用制限や研究成果の権利帰属の問題などによって、国内の研究者が心おきなく使用して研究を進めることは難しい。従って、国内で樹立し品質を確認したヒトES細胞を広く研究者に供給できる体制の確立が、国内の医学とライフサイエンス分野の研究者によって切望されており、我が国の再生医学分野の研究と先端医療の発展のために不可欠である。

ヒトES細胞を使用する研究計画の政府承認を受けた国内研究機関への細胞分配は、無償または実費のみになる予定である。政府指針によれば、樹立機関から使用機関へ分配されたES細胞の第三者への供与は禁止されており、ES細胞のヒト胚や胎児への導入や生殖細胞の作成など倫理的に不適切な研究には使用禁止であるが、研究成果の権利関係については無条件となる。

ヒトES細胞株の樹立と使用には、政府指針によって厳密な規定が課せられているが、私たちとしても、生命倫理と社会的合意に従って慎重に進める必要があると考えている。